

○名古屋大学東山地区構内における放置車両の処分に関する申合せ

(令和4年9月16日 名大要項)

改正 令和6年1月18日 名大申合せ

(目的)

第1条 この申合せは、名古屋大学東山地区構内における自動車等の入構の規制に関する要項（平成16年度要項第9号）第17第3項の規定に基づき、長期間にわたり正当な理由なく放置されている自動車、二輪車、原動機付自転車及び自転車（以下「車両」という。）により生ずる障害を除去し、交通の安全及び良好な教育・研究環境を保持するために、車両の移動措置及び廃棄措置について必要な事項を定めるものとする。

(移動措置)

第2条 名古屋大学東山地区構内における自動車等の入構の規制に関する要項第17の規定により警告書を貼付した車両については、警告書を貼付後1か月以上の期日を指定期日とし、指定期日を過ぎた車両の移動措置をとることができる。なお、移動措置を行った車両に対し、警告ポールもしくは施錠の措置を行うことができる。

2 移動措置後、東海国立大学機構施設統括部ホームページに当該車両の車両番号等及び廃棄処分することを公示する。

(緊急の移動措置)

第3条 違反の態様が著しく、大学の環境保持又は交通に重大な支障をきたしている車両については、直ちに移動措置を行うとともに、警告ポールもしくは施錠の措置を行うことができる。

2 移動措置後、東海国立大学機構施設統括部ホームページに当該車両の車両番号等及び廃棄処分することを公示する。

(保管した車両に係る措置)

第4条 第2条第2項及び第3条第2項の規定による公示後、当該車両の利用者に当該車両を返還するために必要な措置を講じ保管する。

(費用の徴収)

第5条 第4条の規定により保管措置をした車両を返還するときは、当該車両の利用者から次に掲げる額を徴収する。

- 一 自動車 20,000円
- 二 二輪車 10,000円
- 三 原動機付自転車 5,000円
- 四 自転車 3,500円

(廃棄措置)

第6条 第2条第3項及び第3条第2項に規定する移動措置及び廃棄処分の公示後、当該車両の利用者から3か月以上返還するために必要な措置が講じられない場合には、廃棄措置をとることができる。

(補則)

第7条 この申合せに定めるもののほか、移動措置又は廃棄措置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、令和4年11月1日から施行する。

附 則(令和6年1月18日 名大申合せ)

この申合せは、令和6年1月18日から施行し、令和5年11月1日から適用する。